

弊社に対する行政処分の公表

近畿運輸局から、輸送施設の使用停止及び附帯命令を受けました。

違反条項に関する行政処分の内容等は、下記の通りでございますが、今回の件を厳粛に受け止め、全社を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

1. 行政処分日 平成22年7月12日(月)
2. 対象営業所 京阪バス株式会社 男山営業所
所在地:八幡市男山雄徳 11 番地 1
3. 処分内容 輸送施設の使用停止(20日車)
4. 主な違反条項 従業員に対し、輸送の安全及び旅客の利便を確保するため、誠実に職務を遂行するよう指導していなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第2条第3項違反)

弊社に対する行政処分の公表

弊社は、平成22年8月27日に、近畿運輸局大阪運輸支局長より文書警告処分を受けました。行政処分の内容等は、下記の通りでございますが、今回の件を厳粛に受け止め、全社を上げて再発防止に取り組んでまいります。

1. 行政処分日 平成22年8月27日(金)
2. 対象営業所 京阪バス株式会社 寝屋川営業所
所在地: 寝屋川市高柳栄町9番5号
3. 処分内容 文書警告
4. 主な処分条項 従業員に対し、誠実に職務を遂行するように指導監督することが効果的かつ適切に行われていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第2条第3項違反)

弊社に対する行政処分の公表

近畿運輸局から、輸送施設の使用停止及び附帯命令を受けました。違反条項に関する行政処分の内容等は、下記の通りでございますが、今回の件を厳粛に受け止め、全社を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

1. 行政処分日 平成23年2月7日（月）
2. 対象営業所 京阪バス株式会社 寝屋川営業所
所在地：寝屋川市高柳栄町9番5号
3. 処分内容 輸送施設の使用停止（60日車）
4. 主な処分条項 道路運送法に基づく許可を受けずに寝屋川支所管内に係る事業の管理の受委託を行っていた。
（道路運送法第35条第1項違反）

弊社に対する行政処分の公表

近畿運輸局から、輸送施設の使用停止及び附帯命令を受けました。違反条項に関する行政処分の内容等は、下記の通りでございますが、今回の件を厳粛に受け止め、全社を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

1. 行政処分日 平成23年5月2日（月）
2. 対象営業所 京阪バス株式会社 山科営業所
所在地：京都市山科区大宅古海道町67番地の1
3. 処分内容 輸送施設の使用停止（10日車）及び警告
4. 主な処分条項 道路運送法に基づく運行をさせなかった。
（道路運送法第16条第1項違反）
道路運送法に基づく臨時便の発車時刻の掲示を行わなかった。
（道路運送法第12条第3項違反）

弊社に対する行政処分の公表

近畿運輸局から、輸送施設の使用停止及び附帯命令を受けました。違反条項に関する行政処分の内容等は、下記の通りでございますが、今回の件を厳粛に受け止め、全社を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

1. 行政処分日 平成23年6月24日（金）
2. 対象営業所 京阪バス株式会社 洛南営業所
所在地：京都市伏見区竹田向代町77番地
3. 処分内容 輸送施設の使用停止（10日車）
4. 改善措置 (1)点呼の重要性を指導
(2)全社員への指導を徹底

弊社に対する行政処分の公表

近畿運輸局大阪運輸支局長から、文書警告を受けました。違反条項に関する行政処分の内容等は、下記の通りでございますが、今回の件を厳粛に受け止め、全社を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

1. 行政処分日 平成23年9月13日（火）
2. 対象営業所 京阪バス株式会社 枚方営業所
所在地：枚方市出屋敷西町1丁目8番1号
3. 処分内容 文書警告
4. 改善措置 乗務員へ輸送の安全確保の教育・指導を実施します。

平成23年9月13日から3か年公表

弊社に対する行政処分の公表

近畿運輸局から、文書警告を受けました。違反条項に関する行政処分の内容等は、下記の通りでございますが、今回の件を厳粛に受け止め、全社を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

1. 行政処分日 平成23年11月22日（火）
2. 対象営業所 京阪バス株式会社 京田辺営業所
所在地：京田辺市田辺茂ヶ谷20番地
3. 処分内容 文書警告
4. 主な処分条項 京田辺営業所管内の停留所において一部発車時刻の掲出がされていなかった。
(道路運送法第12条第2項違反)
5. 改善措置 直ちに改善致しました。

以上

平成23年11月22日から3か年公表